

第 7 期 第 4 回 練馬区循環型社会推進会議（発言要旨）

日時、場所	平成 25 年 3 月 15 日（金） 午前 10 時～11 時 50 分 東庁舎 3 階 301 会議室
出席者	出席委員 12 名 山谷委員、庄司委員、市村委員、岩橋委員、大澤委員、鈴木委員 武川委員、高橋委員、竹石委員、武田委員、五十嵐委員、杉山委員 区側出席 6 名 環境部長、環境課長、みどり推進課長、清掃リサイクル課長 練馬清掃事務所長、石神井清掃事務所長

【次第】

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 施設見学会の報告について
 - (2) 更なるごみ減量に向けた 3R の取り組みについて
 - (3) 今後の循環型社会推進会議日程(予定)について
 - (4) 「資源・ごみの分け方と出し方」(平成 25 年 4 月版)の発行について
 - (5) 次回開催日について(案)
- 3 閉会

議 事 内 容

会長

定刻になりましたので、第 4 回練馬区循環型社会推進会議を開催いたします。
本日は、欠席の委員が 4 名おりますが、会議は定足数に達していますので、成立いたします。
まず、初めに 1 月 22 日に実施しました施設見学会について、事務局からご報告をお願いします。

清掃リサイクル課長

(1) の見学会のご報告に入る前に、お配りしてある資料の確認をさせていただきます。
1 枚目は本日の会議の次第です。次に資料 1 の平成 24 年度練馬区資源・ごみ排出実態調査の概要版と報告書です。資料 2 として、「3R の取り組みの現状と課題について(その 1)」、資料 3 は施設見学会報告書になります。資料 4 として、第 7 期循環型社会推進会議日程(予定)です。最後に、「練馬区資源・ごみの分け方と出し方(平成 25 年 4 月版)」です。

それでは、議題(1)施設見学会の報告について、資料 3 に基づいて、ご説明させていただきます。

本年 1 月 22 日に実施しました施設見学会ですが、ご参加された委員、また、そのときご欠席された委員もいらっしゃいますが、ペットボトルの再資源化施設(東京ペットボトルリサイクル株式会社)と、生ごみバイオガス化施設(バイオエナジー株式会社)に見学に行っていました。

見学の内容ですが、ペットボトルの資源化施設につきましては、各自治体から圧縮梱包された使用済みペットボトルや丸ボトルを受け入れて、選別・粉碎・洗浄・乾燥などの工程を経てフレークにし、繊維会社やシートメーカーなどに原料として販売しているということでした。

ペットボトル 1 kg 当たりの製造工程で発生する CO₂ について、バージンペット樹脂の場合に 1.577kg、再生樹脂では 0.583kg ということで、約 6 割の CO₂ を削減することができることを聞き取りをしてきたところです。

なお、この施設に練馬区でも、本年度、行政回収したペットボトルのうち、約 1,300 t、来年度も引き続き、1,500 t 弱ぐらいはペットボトルをこの施設に持ち込んでいる状況です。

(2) 生ごみのバイオガス化施設(バイオエナジー株式会社)ですが、こちらでは、食品廃棄

物、特に業務系の食品廃棄物を受け入れ、発酵槽で30日間をかけてメタン発酵を行い、バイオガスを発生させ、ガスエンジン発電機を動かして発電を行っている施設です。

発電量は、1日24,000kWh、およそ2,400世帯をまかなえる電力ということで、施設の稼働と余剰分は電力会社に売電しているということを伺いました。

また、バイオガスを都市ガスに供給しているということで、1日約2,400m³、約2,000世帯分をまかなえる量であることを聞いてきました。

1日の処理能力は約110tということで、約50万人分の食品廃棄物の量に相当するそうです。バイオガス化処理することにより、CO₂の削減効果は年間で6,360tということでございました。

施設見学会の報告は以上です。

会長

ありがとうございました。ただいまのご報告で、何かご質問はございますか。

(なし)

会長

よろしいですね。

今回の会議から諮問事項の準備に入るということで、(2)更なるごみ減量に向けた3Rの取り組みについて、資料の説明を事務局からお願いいたします。

清掃リサイクル課長

それでは、平成24年度練馬区資源・ごみ排出実態調査の概要を使いまして、ご説明させていただき、必要に応じて、本編の方に触れていきたいと考えてございます。

練馬区では、毎年度、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック等の組成割合の調査を行っております。

平成24年度につきましては、昨年9月3日から8日の6日間、実施をしました。

調査地域については、本編の1ページをお願いいたします。

住居区分として、AからEまで、Aが戸建て中心の地域、Bが戸建て・低層集合住宅地域、Cが中低層住宅・商業混在地域、Dが商業地域・高層住宅地域、Eが高層住宅地域です。今回、この五つの区分で、それぞれの対象地域としては、そこに記載の町丁名です。集積所に排出された可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチックの組成を調査しております。

集めたごみ袋等を、光が丘清掃工場に運びまして、そこで分類などの作業をしています。本編の3ページに組成分析作業の写真ということで、荷下ろし、それぞれの重さを測ったり、分類をしている様子が載っております。

概要の1調査概要の(6)分析方法ですが、可燃ごみの中には、「資源化可能物」、「不燃物」および「処理困難物」、不燃ごみは同じように、「資源化可能物」、「処理困難物」、容器包装プラスチックにつきましても、それぞれそういう分類をさせていただきます。

本編の5ページに、分類表があります。可燃物、不燃物、処理困難物を50品目に分類をしているということになります。

今年度の特徴としましては、平成23年9月からより資源化を図るということで、小型家電等について拠点回収を開始しました。不燃物の中に小型家電等が混ざっているということで、新たに分類をより細かくしております。

もう一つが、可燃物の中にリサイクル不可の容器包装プラスチックについても網掛けがかかってございますが、これは昨年度から汚れが付着したものは資源にならないということで、可燃物でお出しくださいということにしていますので、その部分を明確にしたということです。

概要の2ページをお願いいたします。可燃ごみについては、分別が正しく、可燃物として出された

ものが78.0%、前年度とほぼ同じ割合でございます。その中で、一番量が多いものは、生ごみが43.9%を占めています。下の円グラフを見ていただくと、次が木草類という分類になります。

分別が正しくない割合は、22.0%です。その内訳を見ると、資源化可能物、分ければ資源になるものが全体の19.7%、不燃物が0.6%、処理困難物1.7%、資源化可能物の割合は、紙類が15.0%を占めているといったことが見てとれます。びんが0.1%、ペットボトルが0.3%、容器包装プラスチックが2.1%、繊維類が2.2%です。

3ページの不燃ごみについては、分別が正しい割合は70.7%です。正しくない割合は29.3%で、その内訳は資源化可能物17.9%、可燃物10.6%、処理困難物0.8%です。資源化可能物の内訳では、びんが一番多く10.2%、小型家電は0.6%です。可燃物としては、製品プラスチックが5.7%で一番多く、その他はそこに記載されている数字になってございます。

4ページをお願いいたします。容器包装プラスチックは62.7%ということで、分別が正しくない割合が37.3%です。内訳としては、容器包装プラスチック以外の資源化可能物、紙類が2.2%、びんが0.6%、ペットボトルが3.4%といった割合になります。可燃物28.9%については、一番多いのは製品プラスチック7.3%、リサイクル不可の容器包装プラスチック、汚れが落ちていないので、本来ならば可燃物で出しているものが容器包装に入っていたものが14.5%で、これが割合的には一番多かったという結果になります。

続きまして、資料2ですが、「3Rの取り組みの現状と課題について」ということで、本日の議論の参考にとということで、この排出実態調査をもとに、資料をまとめさせていただきましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページです。1、排出実態調査を踏まえた資源・ごみの排出状況として、(1)生ごみですが、「生ごみ」が43.9%で、そのうち、賞味期限切れなどで「未利用食品」が3.5%あります。過去3年の状況もまとめさせていただきます。生ごみについては、若干ですが、占める割合は減少傾向が見てとれます。

参考として、世田谷区と江戸川区の調査報告書をもとに比較してみました。世田谷区は37.3%、江戸川区は49.6%です。

生ごみをできるだけ少なくしていこうということで、練馬区では生ごみ処理機と生ごみコンポスト化容器について、助成をしております。また、生ごみコンポスト化容器については、あっせんを行っており、平成21年度から平成23年度の実績ですが、これを見ていただくと、年々利用件数が減ってきている状況がございます。このところで、何か、こうした施策をというご意見を後ほどいただきたいと考えてございます。

2ページをお願いいたします。(2)紙類でございます。可燃ごみとして排出された紙類、要するに分別されてなく、可燃の中に入っていた部分が15.0%、きちんと分別すれば、資源として再生できるものが15.0%含まれていました。

その中でも、「雑紙」と書いてあります、チラシ・広告、容器包装紙類、その他紙類ということで、新聞、雑誌、ダンボールの古紙以外に、雑紙という部分が、可燃の中に入ってきている割合が一番高いことが見てとれます。他区との比較の数字等も、そこで見ただければと思います。

古紙の回収量ですが、練馬区の特徴的なことかと思いますが、平成21年度から平成23年度、行政回収と集団回収の二つの方法で古紙回収を行っているわけですが、合計の欄を見ていただくと、ほとんど量的には変わっていないことがわかります。

行政回収が年々減っている中で、集団回収は年々増えているという状況です。合計すると、ほとんど量としては変わっていないということが見てとれると考えてございます。その中で、紙パックにつきましては、平成23年度から集積所に出せるようになったことで、行政回収は倍ぐらいの伸びがあった状況もあるかと考えてございます。

3ページ、(3)古布でございます。可燃ごみとして排出された繊維類のうち、分別すれば、資源として再生できる「古布」が、率は少ないですが、2.2%あります。世田谷区、江戸川区に比べると、かなり練馬区の場合にはこの率が少なくなっております。

ただ、可燃ごみ量の全体に乗じると、約2,800 tの量になるので、年間の回収量と比べても、まだまだごみになってしまっている部分があると思います。古布の回収量としては、行政回収はほとんど、今、横ばいぐらいでございますが、集団回収の方では、見ていただくと、1割から2割くらいの伸びが見てとれるところでございます。

集団回収の古布の伸びですが、平成23年度から集団回収の場合には事業者の方に、古布については集団回収の団体に支出しているのと同じ1 kgにつき6円の補助をしております。古布回収事業者への支援も、増えた要因ではあるのかなと考えてございます。

4ページには、参考として、古布の行政回収の施設別の内訳を、重量順に並べて記載させていただきました。関町リサイクルセンター、春日町リサイクルセンター、5番目に豊玉リサイクルセンター、あとは区役所本庁舎や、練馬区資源循環センターが上位を占めております。

練馬区では衣替えの季節に臨時回収ということで、通常の場合以外のところで集めていますが、それも記載をしております。

5ページをお願いいたします。(4)金属類です。不燃ごみのうち、30.0%が「金属類」でした。不燃ごみの量に乗じると、約2,000 t弱が資源ではなく、ごみになってしまっていることが見てとれます。

平成24年度の欄を見ていただくと、その30.0%のうち、約4割の12.4%が小型家電の9品目以外のものが混入していました。平成23年度以前はそのような分別を行っていませんでしたので、今後は見ていけると考えております。

また、なべ、やかん、フライパンなどの台所から出る金属製品は、5.8%も不燃ごみの中に混ざっていました。現在は、練馬区資源循環センターやリサイクルセンターに持ち込んでもらっての回収を行っています。そのようなことから、世田谷区、江戸川区と比べると、割合としては、練馬区は低い数字かなと見てとれるところでございます。

平成23年9月から、携帯電話等の小型家電について、拠点回収を始めました。区役所と3か所のリサイクルセンターおよび練馬区資源循環センター、平成24年1月からは、2か所増やして7か所になりました。平成24年10月からは更に2か所増やして、現在では9か所で回収を行っています。

これまでは不燃ごみだったものが、資源として回収されているという資料が、5ページの下に回収品目と、平成23年度は7か月分、平成24年度については1月末までの10か月分の個数と回収量を記載したものです。

6ページをお願いいたします。練馬区のその他の資源化事業ということで、(1)として、粗大ごみの中に含まれている金属類の資源化を、平成23年9月から行っています。主に、スチール製の家具、机、自転車もタイヤのゴムの部分だけ外せば、残りは鉄製ということで、資源化しています。

また、粗大ごみですので、30cm角以上の家電製品、例えば、電子レンジ、電気炊飯器、扇風機などの家庭で使われている家電製品について、練馬区資源循環センターで、選別し、分解しています。

これまでは、それぞれ集めてきたものを粗大ごみの中継所で一度降ろして、大型のプレス車に積みかえて、東京二十三区清掃一部事務組合が運営する粗大ごみ破碎処理施設に運搬していました。

モーター、トランス類、電子基盤類を分解し、粗大鉄と家電製品の分解品に分けることで、資源価値が高まって、高く売却ができるということで、資源化の取り組みを行っています。

平成23年度の実績としては、粗大鉄については244 t、家電分解品については20 tが資源化できています。

(2)のところでは、粗大ごみの中で一番点数が多いのが、布団です。その布団を、23区の中で練馬区は最初に、平成24年3月から、練馬区資源循環センターなどで分別をするだけで、資源化でき売却先も見つかったこともあり事業を始めたところです。平成23年度の1か月だけの実績ですが、約10 t弱の実績が上がってございます。

(3)蛍光管の資源化ですが、平成24年度から新たに家庭から出る蛍光管、これまで不燃ごみとして収集していましたが、それを時期は限ってですが、11月、12月、それぞれの地域で月1回ずつ2回、その時期には資源として拠点に出してくださいということで、区立施設42か所で回収をしたところ、

回収量として約1tの量が集まったということでございます。

7ページに、どこの地域で行ったかということで、地域別、月別の回収重量ということで記載させていただきました。一番多かったのが光が丘地区区民館ですが、そちらをトップに、リサイクルセンターが上位を占めています。

以上、資源・ごみの排出実態調査報告書に基づいて、諮問事項である、「更なるごみ減量に向けた3Rの取り組み」について、委員の皆さんのご意見をいただく中で、今回、この資料を用意させていただき、議論の一部にしていただければと思います。

会長

資料1～2についてご説明をいただきました。まずは資料1について何かご質問がございましたら、お願いします。

副会長

可燃ごみの組成分析調査ですが、対象の可燃ごみは収集車から降ろした状態で行ったのか、それとも工場のピットに上げたものをまた開けて調査したのですか。

清掃リサイクル課長

集積所に容器や袋で出されたものを収集して、それをそのまま光が丘清掃工場に持ち込み、そこで中身を開けています。

副会長

ピットに上げたのをまた開けてやっている場合もあるし、そうすると、水分の含有分が大分変わってくるので、確認しました。

会長

一般的に言いますと、市町村がやる組成分析は、排出された集積所等からピックアップするケースが多いです。清掃工場が組成分析をする際にサンプルにするという場合は、そのピットの中からのケースが多いようです。

その場合、だいぶ組成が違ってきまして、市町村が集積所からピックアップする場合には、生ごみの組成が一番多くて、4割とか占めていまして、その次の紙が2割ぐらいです。東京二十三区清掃一部事務組合もそうですし、他の一組のバンカーから取り上げたものを見ますと、これがちょうど逆転しているような感じです。紙が4割ぐらいで、生ごみは2割ぐらいになっています。

要するに、それはどういうことかということ、事業系の分別がでたらめですね。中には紙といっても、シュレッダーごみがすごく多いです。

委員

資料1の1ページは、対象地域ということで、A、B、C、D、Eまである。この個別のデータはとっていますか、とっていませんか。

清掃リサイクル課長

A、B、C、D、Eの対象地域はそれぞれ本編の中では、可燃ごみでは7ページをごらんいただくと、その区域ごとの割合が、それぞれ特徴が出るような数字になっていて、このような形ではとっています。

8ページはもっと細かいものを、それぞれの地域の可燃物・資源化可能物等の物の分析までした表がございます。

会長

よろしいでしょうか。

では、他の委員の方はいかがでしょうか。

委員

資料2で、3Rの取り組みの現状ですが、関町リサイクルセンターに関しては、廃食用油の回収もやっていますが、これについてはどんな状況ですか。

清掃リサイクル課長

今回は、区が取り組んでいる事業の全てを取り上げたわけではなくて、資源・ごみの排出実態調査の中の分析ということで、廃食用油は記載がございませんが、練馬区では、平成20年6月から、区内42か所の拠点で、月1回、廃食用油を回収して、石けんや塗料の原料になるということで売却をしていました。

それを平成23年9月に、練馬区資源循環センターにバイオディーゼル燃料の精製機械を新たに設置しまして、その機械を使い、廃食用油を100ℓ機械に入れ、8時間すると、100%純粋のバイオディーゼル燃料になります。精製された燃料については、清掃車の軽油の代わりにの燃料として、有効活用しています。徐々につくる量も増えてきています。現在では、清掃車2台と、環境学習車にも、使っているところでございます。

会長

京都市では、全ての清掃車にバイオディーゼル燃料の利用を、委託する民間の会社にも義務づけているのです。そこまでやっています。

資料2のところに入りまして、1の排出実態調査を踏まえた資源・ごみの排出状況のところ、何かご質問やご意見がありますか。

まず、生ごみにつきまして、いかがでしょうか。

委員

生ごみにつきましては、コンポスト化容器を進めるについて、できた肥料を各ご家庭の方が実際どのように活用していらっしゃるでしょうか。

会長

それが一番重要ですよ。ただ、生ごみ処理機をお使いになっている家庭の場合、乾燥式のモーターがついているものと、コンポスト化容器とで大分違いますよね。今、おっしゃっているのはどちらの方ですか。

委員

種類はちょっとわからないのですが、今、廃食用油はバイオディーゼル車を清掃車2台と環境学習車に使っていただいていると伺いました。つまりアウトプットの仕組みがきちんとしていると、生ごみのコンポスト化ももっと進むと思うのです。作ったのはいいいけれども、何か中途半端な肥料ができてしまって捨ててしまったとか、まいてみたら土が変になってしまったこともありますので、アウトプットして、きちんと循環して使える仕組みを、我々が区の方と一緒にもう一回考えて、きちんとした仕組みができると、もっとコンポスト化が進むのではないかなという思いがいたします。

会長

例えば、集合住宅にお住まいの方とか、なかなか利用しにくいですよ。ベランダの園芸用とかで使うぐらいしかできないだろうと思います。この辺は、区としてはお調べになっていますか。

清掃リサイクル課長

区では、この生ごみ処理機等の助成を受けられた方に、追跡調査を行っています。1年ないし2年使われた後で、アンケートをお送りして、どのような形で活用されていますかという調査を行っています。次回、用意させていただきます。

委員

その関連で質問ですが、どういった方々が利用されているのでしょうか。一軒家の方がほとんどであれば、自分の庭にまくこともあり得るわけですが、そうではない方であれば、やはりその辺が特に重要になるのかなと思います、例えば、成分的にどのような内容になっていて、どんな利用に適しているのか等も分析できると、非常に使いやすいと思います。

会長

乾燥型ですと、これは完熟した堆肥ではありませんので、これを行政で受け入れて、回収をするところもあるようですが、完熟した堆肥に仕上げてもらおう業者に委託をしているということもあります。ただ、大変にコストのかかる話でありまして、非常に切羽詰まっている状況の自治体でない、なかなかそこまでやれないということかと思えます。そういうところが多摩地域にあるのです。

委員

もともとの趣旨はどういうところなのですか。使いにくいような形で、機械だけ置いて、結果的には使われないというようなことになると思えます。

会長

まずはフォローアップが非常に重要ですよ。つまり区の方で助成をして、使っていただいて、その結果、成果物を利用されているような状況にあるのか、あるいはバイオ式用を購入したけれども、ちょっと臭いがして嫌だなとか、場合によっては虫が出て、これはもうやめたという、そういう状況がもしかたありません。

委員

この問題を考えるときに、練馬区の住宅事情、あるいは産業構造を考えないと、練馬区は、集合住宅が6割を超えているのです。練馬区は面積では5番目ですが、人口は2番目です。一見、みんな広くて、戸建て住宅の方が多いと理解されがちなのですが、実は集合住宅の方が多いのです。

一方で、生ごみ処理機、コンポスト化容器などは一戸建て住宅で、ある程度、隣との間が離れていないと、クレームがきて、そして、結果的に使えなくなってしまうというケースが実はかなりあります。そういうことを考えると、生ごみ処理機が年々減ってきているなというのを、制度的に一つあるということをおもいました。

会長

やはり生ごみ対策というのは難しいですね。

委員

一方、練馬区の場合は、都市農業ということで、専業農家もかなりいるのです。これはとてもではないけれども、そんな量では間に合わない。ですから、逆にこれはこれで落ち葉を拾うとか、そういったことでそれぞれやっています。

会長

いずれにしても、誰もが心がけ一つで取り組めるという、水切りですよ。それが一番重要で

す。その啓発をきちんと情報が伝達できるようにしていただきたい。

委員

もう一つは、昨日、環境清掃推進連絡会で講演会がありまして、その講演の中の話で、実は、容器をお金で買っているというのです。お金を出して、ごみを買っているというのです。

例えば、カップラーメンの容器は1個当たり、20円から40円です。100円で売っているカップラーメンが、容器代が40円もかかるということです。

まさか、カップラーメン一つに40円も容器代が加えられていたということは、知らなかったです。そうしたら、カップラーメンを買うのではなくて、袋詰めラーメンを買ったらいいねと。そういうことです。

ペットボトルもそうです。ペットボトルの容器代が、たしか10円から20円かかっています。そういう意味で、やはり減量化というのも、その辺のことも含めて、考えないといけないと思います。

会長

ありがとうございました。

それでは、次の紙類に入らせていただきたいと思います。

紙類のリサイクルにつきまして、皆様のご意見を頂戴したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

紙の3分の2ほどを雑紙が占めているという状況なのです。雑紙がリサイクルできるものであるということに気づかない方がまだ随分おられるということだろうと思います。

委員

まだまだこれは知られていないです。

会長

私はごみの減量について講演を頼まれることがあります。「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」の古紙のところですが、どこの自治体も、新聞、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パックという分け方です。雑紙を古紙と切り分けまして、古紙の中に、新聞、雑誌、ダンボールと、これらのものを入れて、雑紙を別にすると、非常に目立っていいと講演会では話をしています。そして、その雑紙はどんなものか、どういうふうにして出すのかという方法がわかります。

要は、古紙、雑紙でそれぞれ1ページを取って掲載されるのがいいのです。そういうふうになっている自治体は今のところほとんどないです。これは、そんなにお金がかかる話ではないので、雑紙がリサイクルできるものだという事は、この冊子をごらんになる方のどなたにも伝わっていくのではないかと思います。

雑紙排出用の紙袋を、イベント等で配布をするとか、あるいは自治会長、町内会長にお願いして、自治会に入っている方々のポストに入れていただくのもいいかと思います。その雑紙を排出する紙袋ですが、ここにも雑紙はどんなものか、禁忌品は何なのかという表示をして、よく見えるようにするというのが、効き目があるのではないかと考えております。

委員

雑紙ということ自体を知らないのです。そこを、雑紙とはということを知らしめる。やっぱりそこから始めないと無理だと思います。

雑紙ということを知らないので、ここに書いてあるのが紙の全てだと思っている。もう一つ、これは分別できると、念入りに教えてあげないと、この問題は解決しないと思います。

清掃リサイクル課長

平成24年3月に、清掃リサイクルの啓発情報リーフレットの「ねりまの環」を発行しているのですが、その中では、雑紙について、今、お話があったように、紙袋を用意しておいて、小さなメモ用紙でも、例えば、ティッシュペーパーのボックスもどんどん紙袋に入れて、たまったら出してくださいというご案内をしています。

練馬区では、これまでずっと、この古紙という分類の中では雑紙という表示がなく、例えば、ここにも書いてございますが、雑誌のところを見ていただくと、菓子箱、贈答品の箱、包装紙なども一緒に出してくださいという案内をずっとしてきているのです。ここのところを、今後は紙袋に入れて出してくださいというふうに急に変えられるかということ、なかなか難しいという議論になりまして、今回発行しました「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」については、その他の紙として、メモ用紙ほどの小さい紙や小さい空き箱は雑誌に挟むか、紙袋に入れて出してくださいということで、多少工夫はしているところです。

雑紙の定義については、すぐには変えられなかったという現状があるものですから、ご理解いただければと思います。

会長

その他の紙の分け方は、大いなる前進だろうと思います。他の区では、恐らくここまでやっていないだろうと思います。だから、「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」は、大いなるこれは一步前進です。

さらに今後、新たにつくられたときは、1ページでおやりになるということまでいったら、これは日本でもそこまでやっている自治体は見たことないです。

委員

集団回収で私どものところへ来ている業者は、雑紙は小さいダンボールに入れて、別途回収しています。集団回収で、一緒に持って行ってしまいます。

委員

今、雑紙の件でいろいろ出ているのですけれども、今、我々業界の中でも、ワーキンググループができて、製紙メーカー、それから、有識者、問屋業者、回収業者、行政関連もいろいろな方が入って、話し合っています。

雑誌の中に、要するに雑紙を入れた方がいいのか、それとも新たに雑紙だけという名目をつくった方がいいのか議論をしています。どういう形のを雑誌扱いにして、どういったものを雑紙にするのかとか、今、いろいろな議論をしているところなのです。

基本的に雑紙の中というのは、やはり禁忌品がすごく多いのです。基本的に、一般家庭でこれが本当に再生できる紙なのか、そうでないのか、我々でも見分けられない物もある。昇華性インクで印刷された昇華転写紙A4サイズ1枚が入っただけでも損紙になってしまう。

その禁忌品をどういう形で取り外すかというのが、今、一番の問題になっております。例えば、製本会社からつくられて、返本されるものを雑誌にしてしまって、一般家庭から出るものは雑誌・雑紙という分類にした方がいいのではないかとか。

4月から容器包装リサイクル法の見直しがあります。識別マークがありますが、紙からリサイクルという、あれも、紙から紙にリサイクルできるものと、紙とプラスチックの複合品と、いろいろあるわけです。製造する方においても、そんなマークは必要ないという意見もあり、要するにつくる側でもばらばらなのです。

その辺の簡素化、今はもういっぱいあり過ぎてしまって、わけがわからないから、簡素化にしようという話を、今、議論しているところです。それが多分、年内あたりに形となって出てくると思いますので、これは別に練馬区だけの話ではなくて、全国区で話し合っているところなので、今後、結論

が出たときに、また話そうと思います。

練馬区の場合は、今、雑紙としてやっていますけれども、例えば、ビールの6ケースが入っている物も、皆さん、紙だと思っていますよね。あれは紙ではないのです、溶けませんから。本来は、特殊加工紙で、禁忌品なのです。

会長

ベルトコンベアに乗せて、手ではじいていますよね。そこまで大変なことではあるのですが、しかし、リサイクルをさらに進めるとなると、やはり一番川上のところに対応するということが重要です。

委員

実際に、家庭で、品目がさらに雑紙まで分類して分けるということ自体がまず無理だと思うのです。我々も、集まったものをさらに雑誌と雑紙に分類するには、はっきり言って、すごいコストがかかります。

委員

雑誌にホチキスが止めてあるのは、私は全て取って出していますが、それがとても面倒です。

委員

とらなくても大丈夫です。とらなくても問題ないです。

委員

以前、製紙メーカーに勤務していましたが、極端なことを言いますと禁忌品が混ざっていなければ、基本的には大丈夫なのです、ものすごく簡素化しようとしたら、そういうことを一番やるべきことかなと感じます。

あとは、ビニールコーティングしたものやホチキスとか何か混ざったものが入ったとか、そういうのは除去できます。だから、その辺は原料として使いたいものですから、機械化されています。一番怖いのは、先ほど、他の委員がおっしゃったように、禁忌品が入ってしまうと、それこそダメになってしまうということがあります。そこだけが一番の問題です。

委員

用紙系の製品を製造するメーカーでのトラブルが多く損紙になってしまう。

委員

今おっしゃったように、熱をかけると発色したり、女性誌によく香水の見本とかサンプルがつきますよね。例えば、化粧品とか。ああいうものがない限りは、ほとんど使えます。

委員

私は自宅が世田谷区なのですが、雑紙は紙袋の中に入れていいことになっているものですから、雑紙も出せていいなとは思っています。

やはり先ほどからお話になっている、出しやすいということは、どうしても禁忌品もついつい入れてしまうということになりやすいので、そのあたりをどこまで出しやすく、でも、ちゃんと使える資源を集めるかというあたりが、他の委員からもお話に出ていますけれども、一番難しいところかと感じています。

ただ、出す側というか、一区民として考えると、雑紙に分類されるであろうというものがやはり日常生活でたくさんありますので、それを何とかしないと、可燃ごみに入れてしまうのはとてももった

いない気がしますし、どこまで出しているのかというところが、多分、他の区でも悩んでいらっしゃるのかなと思います。

会長

低質のトイレトーパーなどをつくるというようなところだと、ノープロブレムというような形で受け入れている製紙工場もありますよね。

私の大学で、かなり上質な紙でつくられた本を受け取りまして、表紙の後ろが真っ白なのですが、そこに斑点が入っていたので、これは分別の悪い紙を使ったな、紛れ込んだなという経験があります。

副会長

リサイクルの難しいところだとは思いますが、今の問題は、多分容器包装プラスチックにも通ずるところで、結局、リサイクルは、最終的に何かの品物につくることがリサイクルではなくて、原料化することがリサイクルです。

資源になるものは分類・選別していかななくてはいけないということで、分別段階から実際に再資源化されるまでには、再資源化する工程ではさらに細かな選別が幾工程もあって、それが意外に手間がかかるし、経費もかかります。

システムとして、リサイクルをどう合理的につくっていくかというのが、ある意味大切で、そういう意味では、排出段階で注意できることには限界がある。上流の方でリサイクルしやすいものをつくるということがより大事だと思います。今、容器包装リサイクル法の改正も4月あたりから少し具体化していくようですが、プラスチックの場合も、特に製品をつくる段階で環境配慮設計などリサイクルしやすいように物をつくってもらうということも、必要だと思います。

自治体としての役割は、リサイクルのために必要な分別をしてもらうという方向に、利用者に対しての働きかけもしていかないと、勝手にいろいろなものがどんどん自由につくられ便利かもしれないけれども、それをもしリサイクルしないというのだったら別として、今はそういう時代ではないと思います。

この審議会での議論の場ではなくなってしまうかもしれませんが、ただ、自治体としては、こういった苦勞が排出者側からあるということを踏まえて、仕組みをつくるという方向への働きかけは必要かなと思います。

委員

ごみを出す側からすると、雑紙で1ページ設けていただけたら、基準がある方がわかりやすいと思います。

例えば、メモ用紙ほどの小さい紙というのは、どの程度の小さい紙かなとったりするので、資料1の5ページの分類表のところ、リサイクル不可の紙類ということで、カーボン紙から始まって、最後汚れた紙と書いてありますが、汚れた紙の手前に名刺サイズ未満と書いてありますが、例えば、こういう基準があると、一区民としてはわかりやすいですね。

会長

そういう基準というか、禁忌品をわかりやすく示すという、これは非常に重要なことですね。

委員

わからないから、分けられない感じもあると思います。

清掃リサイクル課長

今、おっしゃられたとおり、こちらの報告書ではリサイクル不可と扱っています。ただ、紙であれば、それが散らばらなければ、大きさに制限があるのかなと思いました。

委員

シュレッダーをかけたものは、原料として使いづらいかもかもしれません。

委員

今、リサイクル可と不可の分類を見たのですが、雑紙をこういった種類に、いろいろな話が出てくると、面倒くさくなって可燃物の中に全部入れてしまうという可能性もあるのではないかと思います。雑紙の扱いをどうするかは、難しいと思います。

○委員

逆に、雑紙は何にでも入っているというものの考え方をすれば、メーカーとしては、今、話し合っている中で、価格を下げたい部分がある。例えば、雑誌なども全部雑紙に入ってしまう。資料1の5ページの紙類の中にできたら感熱発砲紙と昇華転写紙、これを入れていただきたいのですが。

清掃リサイクル課長

感熱紙とは違うのですか。

委員

感熱紙とは違います。感熱発砲紙は熱が伝わると、これが膨らむのです。漫画などの付録に使われています。

昇華転写紙というのは、布に熱をかけてプリントする技術ですが、インクが特殊インクで、これが入ってしまうとすごい問題です。

会長

今、他の委員がおっしゃられた部分を私なりに要約すれば、雑紙を分別するインセンティブがないということです。リサイクルして環境に貢献できてよかったという、インセンティブを定期的に提供していくというようなことは、非常に重要だろうと思います。

例えば、多摩地域のある自治体では、そういうインセンティブを提供しようということで、交換市をやっています。それを拠点に持っていきますと、トイレトペーパーを差し上げるとか、古本を置いておきまして、好きな古本と交換できるとか、そんなことをやっていたり、資源回収業者の方と提携をして、昔あったちり紙交換で回っていただくとかをやったりしているところもあります。

委員

要するに私たちから見たときに、紙なのか容器包装プラスチックなのか、それすらもわかりにくい。それくらい、ものの質がよくなっているのだから、できればどちらかに統一したような形で、容器包装プラスチックなのか、紙なのか、紙でも禁忌品なのかというようなことは、わかるような形でやっていただくと、一生懸命やってやろうという人たちにとって、ある意味ではインセンティブになるのではないかと思います。共通した形のものを、行政で推進していただくと、非常にわかりやすくなると思います。

先ほど話が出たインスタントラーメンの、カップ容器とふたの場合は、両方とも容器包装プラスチックの場合もあれば、上のふたは紙の場合もあれば、本当にわからないのです。

そうなってくると面倒くさくなってきて、分別するのが嫌になるので、是非そういったところを気をつけていただくと、非常に推進していくのではないかと思います。

会長

雑紙がやはりターゲットですよ。これは間違いのないことで、これについての分別の仕方について、わかりやすく情報を提供していくという、一番基本になるのはやっぱり「分け方と出し方」ですから、

まずそこからさらに工夫していくというようなことで、できればいいなと思っております。

委員

我々消費者は、できるだけ紙をもったいないという中で出したいと思っています。それを前提にいろいろなことを考えていただきたいというふうに思います。

会長

それでは、次に古布です。こちらについてご意見があったらお願いします。

練馬区では、布団についてもリサイクルルートに乗せていますが、これも先駆的な取り組みだろうと思います。そして、さらにリサイクルを進めていく必要があると思います。

委員

古布を回収して、最終的にどうなるのか。要するにどういう利用をされることなのか。形が全然なくても、古布であればいいということですか。

会長

一番いい3Rというのは、物を大切に使うことです。私もジャケットなどは、10年以上使っています。その間には内側が破けますから、内側を張りかえてもらう。これが結構高いです。結局、買いかえた方が得ではあるのですが、しかし自分なりにどの程度までやれるかということで、大切に製品を扱うということです。

その次が、やっぱり着れる状態のものを、他の方に使っていただけないかという形で、リサイクルショップに持っていった方がいいかと思います。

そして、その後の段階が、リサイクルということになりますよね。

委員

できるだけ元の形がきちとなっているものであれば、きちとしたままで出した方がいいということですよ。ボタンを外したり、いろいろしない方がいいということですよ。

委員

かなり、フリーマーケットに出ています。資料2の3ページに、古布の回収量が平成23年度は行政回収と集団回収で、集団回収がどんどん追いついているので、恐らく平成24年度は場合によっては逆転する可能性もあると思います。

集団回収に対して、業者に6円/kgの助成金を出した。これが大きなやっぱり業者にとっても一つの励みになって、集団回収をやったときに、それぞれの役員に業者が「うちも古布を対象に入れますから、ぜひやってください」というようなことを業者が積極的にPRしている。その結果、恐らく平成24年度は、この数字が、行政回収と集団回収が逆転してしまうのではないかとこのように思います。これはやっぱり6円/kgの大きな効果だと思います。

それから、同時に、世田谷区、江戸川区と比べても、練馬区の数字はいいですよ。やっぱり業者は大事にしなくては行けないと、他のものについても思います。平成25年度は無理にしても、平成26年度はぜひ業者の支援に力を入れていただいて、支援品目を拡大するようにしていただきたい。

委員

古布でも輸出がされている部分がありまして、古布だけではなく、例えば、バッグ、ぬいぐるみ、それから、靴です。余り汚いのはだめなのですが、そういったものを古布と一緒に回収して、それをまた再利用しているところがある。

今、練馬区の場合は古布だけではないですか。もう少しいろいろと調べていただいて、我々業界の

古布業者の中でも、古布だけではなく、バッグ、それから、今言ったぬいぐるみ、靴、そういうのも一緒に回収しているところがありますので、それは多分、今、言った3品目は大体不燃ごみで全部廃棄されていると思うのですが、それもまた利用できるようになると数字もさらにアップできますし、他区でやっていませんから、練馬区がバイオニア的な存在でやったらおもしろいのではないかと思いますので発言させていただきました。

委員

品目の拡大っておもしろいですね。

清掃リサイクル課長

バッグでも布製のバッグ、靴でも要するにズック靴、布製のスニーカーとかは、今、現行だと可燃ごみに出されています。革も可燃になるのです。

委員

古布の場合、区民の方の意識は高く、長く着なかったものも、洗濯に出して、そのままビニールのハンガーがついたのを持ってきて、ハンガーだけとって、後は全部ビニールに入れてくださる。

ただ、雨とか寒い日などは回収に影響していますが、あとは、お客さんが来るときと来ないときがありますが、それ以外はかなり意識は高くなっているように、私は思います。

委員

回収が天候によって左右されるのです。雨の日はだめですね。ぬらしてしまったら資源にならないから。

清掃リサイクル課長

「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」の13ページを一緒にご覧いただくと、今のリサイクルセンターは毎週土曜日の午前中集めて、午後引き上げるという形をとらせていただいています。必ず土曜日やっているとお近くの方は覚えられているので、結構リサイクルセンターでは量がまとまって出てきます。

それ以外の場所では、月2回です。これは日にちを覚えていただければということで、5日と15日、6日と16日とかで、それぞれの場所で、物すごくこれが厄介なのは、そこに回収車がいてお待ちしているところに持ってきていただくという仕組みを今とっているものですから、時間指定なのです。その時間でないと出せないということで、なかなか合わないといったようなところが他の場所では見受けられるのかなと思っています。

副会長

古布で、他の品目でも言えることなのですが、この場合のリサイクルは用途としては何にいくのかという、そのことを簡単に明記しておく、先ほど会長が言われたインセンティブにつながると思います。

何がどうなるのかわからない。なぜ、ぬれてはいけないのか。かつては、古紙もぬれてはダメだけれども、最近はぬれてもいいということになっていますよね。そういったリサイクルの意味がわからないから出さないというマイナスに働く可能性もあるので、動機づけをはっきりする意味では、何に利用されて、こうなるのだったら出そうという気持ちにもなると思うので、その辺は必要かなと思います。

清掃リサイクル課長

基本的には、本当に使えるものは海外に輸出されて、そのまま着るものとして使われているのが結

構多いです。あと、最終的に、ウエス、要するに工業用の雑巾の原料ですとか、そういうようなところまでいろいろな種類があるようなことですので、どういうふうになるのかというのを入れることは非常に大事だと思いますが、ここに入っていないのが大変恐縮です。

委員

化繊ですと、水をはじくので、ウエスに使えるとか、結構はねられているものがあるのでしょうか。可燃ごみにならざるをえない。

委員

基本は古布はまず再利用ですよ。なぜ雨にぬれるとだめなのか。雨にぬれると、独特の臭いになります。ぬれているものは絶対乾いているものと一緒にしません。

会長

さて、次の(4)金属類に入ってよろしいでしょうか。

これについては、先駆的な取り組みを練馬区はされているところだと思います。

委員

小型家電の回収対象の9品目で、レアメタル、これは再資源化もできるので回収を行っているということですが、「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」の16ページの回収場所の下の米印ですが、業者により再資源化されるとともに、その売却収入は区の回収費用等に充てられていますとあります。できたら、レアメタルが、どのくらい区が回収されたのかというのがわかると、すごく積極的になると思うのですが、いかがでしょうか。

清掃リサイクル課長

例えば、この9品目というのは、金ですとかパラジウム、要するにかなり希少金属が多く含まれて、取り出しやすいものということで9品目を指定させていただいて、あとボックスで回収するものですから、余り品目を増やしてしまうとそのボックスがすぐにいっぱいになってしまいます。そこから引き上げるための運搬の手間、コストとの見合いで、練馬区は、今、このような形で行っています。

平成24年10月発行の「ねりまの環」第4号で、これは全戸配布をしましたが、そのときに小型家電製品の回収場所を増やすというご案内と同時に、平成23年度の資源化実績ということで、鉄が201kg、銅が52kg、銀が333g、金が50g、パラジウム13g、資源化されましたという掲載はさせていただいたところですが、目に留まっていないということはあったかとは思いますが。

委員

蛍光管のことでよろしいでしょうか。

蛍光管回収事業は、非常にいいことだと思います。ただ、1年間のうちに11月と12月という、年末の大掃除のことはよくわかるのですが、1年間待たなければいけないというところがあります。せめて半期に1度ぐらいの割合の中でセッティングしていただくと、よりありがたいというふうに思います。

清掃リサイクル課長

蛍光管につきましては、中に水銀等有害な物質も少しは含まれていますので、きちんと資源化を図れるような回収をしたいということで実施いたしました。通常は不燃ごみで出てきてしまいますので、その場合に割れたりとかということもあります。

しかし、今、財政的に厳しく、毎月1回、年間を通してできれば、それにこしたことはないのですが、経費もかなりかかります。年末には蛍光管を新しいものに取り換えて、新年を明るく明かりで迎

えるという生活スタイルがあると思いますので、その時期に始めたということがあります。

ただ、11月と12月でかなり実績も違うものですから、来年度に向けてはいつが一番いいのかということを検証、検討をこれからするところです。

委員

その関係で、今、省エネとかいろいろな問題で、LEDとかの形を進めております。そういったときに、蛍光管を使えるものですら外して、新しいものに取りかえて、全体のエネルギーの消費量を減らそうという動きが、各家庭の皆さんが思っておられますので、そういったところにうまくマッチングさせて、時期的なものや今の時勢を見ながらも、考えていただくと助かるというふうに思います。

委員

なべ、やかん、フライパン、包丁は、多くの量ではないですけれども、リサイクルセンターにも結構持ち込まれています。これはどんなふうに再利用の方にしているのですか。

清掃リサイクル課長

現行では、リサイクルセンターに持ち込んでいただいている部分については、今、指定管理者という事業者が運用している施設になってございますので、そちらの方で資源化される業者に引き渡しているだけで、売却まではしていないと思います。

粗大ごみからの金属類の資源化は、その時々の方場の単価がありますけれども、kg 1 円の形で売却ができていたというような状況です。

会長

不燃ごみを月 2 回集めていますけれども、これは 1 回で十分なのです。月 1 回そのときに金属を集めるというような形をした方がいいのではないかと私は考えています。これは、全国のどこの自治体でもそのことは当てはまるだろうと思います。きれいな形で集まれば、これは当然有価物ですから、売却益も期待できますし、そういう形で先々はされた方がいいのかなというふうに思います。

委員

私のところで、1,000 世帯ぐらいの集団回収を毎月やっているのですけれども、2 か月に 1 回、金属回収というのを曜日別で設けて、やっています。その中にはやっぱりなべ、やかん、フライパンと、アルミ系列のものは、すべて買い取っています。

会長

それでは、全体について、何かご意見がありましたらお願いします。

副会長

先ほども古布のところでもちょっとお話が出ましたけれども、リサイクルを区民の方により親切に、これはどういう効果がある、何のためにリサイクルするのか、それがどういう効果として出ているのか、社会にどういうふうに役立っているのかということ、情報発信をしておかないと、リサイクルをすればそれでいい、それで終わってしまうということになりがちなのです。

リサイクルされればたくさん物ができてもいいのかという、もうそういう時代ではなくなってきているわけで、発生抑制ということも含めて考えていかなくてはなりません。リサイクルは一つの手段にしすぎませんから、広報をするときには、あわせてしていくということも考えるべきだと思います。

以前に、都区民を対象にした調査をしたところ、リサイクルをしたことで満足をしている方が多いのには驚きました。リサイクルすればごみ問題が解決するのではなくて、解決の一つの手段にすぎま

せん。まさに大量発生、大量消費、大量リサイクルになってしまったら、幾らリサイクルをしても世の中の中の仕組みとしてはよくないわけです。

そういう意味ではリサイクルが全ての解決策ではないのだということです。リサイクルは何のためにやっていくものなのかということセットで情報発信していかないと、ゆがんだりリサイクルになってしまう。結果として無駄なリサイクルにしてしまうようなことにしたくない。それはぜひお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございました。副会長の方から、リサイクルに当たっての留意点ということで、お話をいただきましたので、一応、ここまでとさせていただきます、次の議題に入らせていただきたいと思います。

(3) 今後の循環型社会推進会議の日程ということで、事務局からお願いします。

清掃リサイクル課長

資料4ということで、これまでと今後の日程の予定を含めて、示させていただきました。

今後、おおむね諮問事項の審議を5回ほど行う中で、答申づくりといった形で進めてまいりたいと考えてございます。

今回については、ごみの排出実態調査に基づく、現行の取り組み等をもとに、今日、いろいろご意見を賜ったところですが、次回以降、例えば、より特徴的なことに取り組みされている他の自治体の紹介をさせていただき、その中でより意見をいただきやすいように、事務局としては資料の作成に努めてまいりたいと思っています。

会長

それでは、続きまして(4)の議題です。「資源・ごみの分け方と出し方」(平成25年4月版)についてお願いいたします。

清掃リサイクル課長

今日、ご配付したこの平成25年4月版は、現在、練馬区の全世帯に戸別に配布をしているところです。

平成25年4月以降、練馬区では一部の地域のごみの収集曜日を変更いたします。5ページ、6ページを見ていただくと、それぞれの町名ごとに何曜日に何のごみを回収するか、資源を回収するかといったようなことが記載されてございます。

直近での一番新しい取り組み、また参考にしていただく手引きといった位置づけでつくったものでございます。今日もいろいろご議論いただく中で、ご活用いただけたかなと思ってございますけれども、そのような形で、資源、ごみを、区民の皆さんにより積極的な分別等のご協力もしていただければということで、作成したものでございます。

会長

ここで、事務局から前回質問が出ていました、落ち葉の処理費用について、どうなっているかというご質問が第2回の会議でありましたけれども、これについての説明をお願いします。

清掃リサイクル課長

第2回の会議のときに、委員の方から落ち葉の処理について、区長との懇談の中で、それは全部練馬区が無料でやりますといったようなお話があったので、それはどうなっているのかというご質問をいただいたところです。他の委員の方から、それはちょっと確認した方がいいよといったご意見もいただきました。事務局で確認をしましたところ、平成22年度に行われた懇談会でのやりとりの中で区

長は、「落ち葉が有料ごみとは非常に不合理な制度である。今のところはそれでやらざるをえないが大きな課題として取り扱いたいと思います。」と回答しました。練馬区では「みどり30推進計画」で、緑被率30%を目指すということで、みどりの保護に努めております。その一環として落ち葉処理に要するご負担を少しでも減らせればと考え、平成23年度から個人所有の保護樹木については、落ち葉の処理等への助成を始めたところです。

また落ち葉についてはリサイクルを行っていたところですが、残念ながら一昨年3月11日に発生した東日本大震災以降、放射能の影響で、リサイクルが難しく、この1、2年焼却処理しているといった状況があるのですが、そのリサイクルがまたできる状況になれば、ごみの減量にもつながる施策ですので、より充実させていきたいと考えてございます。そうした部分で前回の発言の確認ということで説明させていただきました。

会長

ありがとうございました。よろしいですか。

(異議なし)

会長

次に、(5)の次回開催日の説明をお願いします。

清掃リサイクル課長

次回は5月27日、月曜日、午前10時から、場所は本庁舎5階の庁議室で開催させていただきます。よろしくをお願いします。

会長

最後に委員の皆様から何かございましたらご発言いただきたいと思います。

委員

先ほど、副会長から、何でもかんでもリサイクルすればいいということではないとおっしゃいました。まさにそのとおりで、今、環境省の中央環境審議会でも、国は生ごみについては、年間量の20%は肥料化なり飼料化してリサイクルしなさいということだったのですが、やはりそういうことではなくて、もっと原点にかえて、生ごみの量の発生抑制を徹底的にすべきだということで、期限はまだ不明なのですが、ホテルやレストラン、旅館から出る生ごみについては、今度は発生抑制割合を高くしましょうということをしていざれ始めていくという動きになっております。

会長

ありがとうございます。

もう一つは、生ごみをどうするかというときに、やっぱりリサイクルルートに乗せやすいような、そういうことが大事ですね。排出事業者に対するインセンティブの面での誘導、それから、清掃工場では安い受け入れ手数料を設定していますけれども、こっちが安いから持っていけという話になりますよね。だったら、その適正化なども非常に重要ということではないでしょうか。来年度は東京二十三区清掃一部事務組合の受け入れ手数料も改定されますよね。

清掃リサイクル課長

今年の10月から、清掃工場の受け入れは、今、1kg当たり14.5円の処理費をいただいているのですが、1円値上げをして、15.5円ということになります。

会長

やはり制度的な見直しも非常に重要だと思います。

それでは、本日の議題は全て終わりましたので、これで終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。